

令和7年度 岐阜県教科用図書選定審議会 会議録

日時：令和7年5月14日（水）午後1時30分～午後3時00分
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席により審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ 令和7年度の岐阜県教科用図書選定審議会委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。この審議会は法令に基づいて、県教育委員会が毎年設置する、教科書採択に係る諮問機関です。今年度は採択替えの無い年ですが、委員の皆様方におかれましては、この会議において忌憚のない御意見をいただきたく思います。
- ・ この前の日曜日が母の日でしたが、母の日に関わるチラシの中に「Thank you for my mother.」という文を目にしました。正しくは、forの後ろには your kindness であるとか present が来ます。本日は、義務教育に関わる教科書を選んでいただく会です。義務教育というのは、ありとあらゆる、生涯にわたって進路へと進む子供たちが学ぶ、基礎基本だと考えると、すべての子供たちが同様に、同レベルの教科書で学ぶからこそ、正しい知識を学んでいくことができます。それは本当に必要なことだと思います。そのためには、もちろん教科書をしっかりと選ぶことも大事ですが、それ以上にそれを教える教員が、しっかりと知識や技能を持ち合わせる事が大事だと思います。だからこそ、私たちは教員の採用から研修ということに、大変責任をもって当たらないといけないと思っています。
- ・ 先日、他県の公立小学校に視察に行き、自由進度学習の授業を視察しました。ある子は算数、ある子は書道、ある子は国語というように、それぞれ自分で選んだ教科を学習していましたが、そこで大変驚いたことは、いわゆる参考図書プラス問題集のようなものを持っていて、全員が模範解答、解説を持っていたことです。さらに驚いたことに、教室の中央の机には教員用の指導書のコピーが置いてありました。私としては、はなはだクエスチョンが浮かんでしまうような授業でした。塾や家で両親に教えてもらったおかげですらすら問題に取り組む子供が一部いましたが、いつも解答、解説を見ながら進めていく子供たちもいました。教員は30数名の児童に対して1人ですので、なかなかその子の学習過程を見ることはできません。ある意味、自由進度学習というのは、非常に先に進んだ子に適していますが、その教科がとっても苦手で、まだまだ基礎基本が必要な子供たちが取り組むには、考えるところがあります。講義型の授業は駄目であるとか従来型の授業を変えないといけないと言われるが、教育というのはやはり不易の部分というのは当然あるべきですし、色々なことを考えたり発想したりするためには、その基本となる知識や技能をしっかりと身に付けてこそ次の段階に進んでいくと思っています。皆さんが選んでいただけるこの教科書を使って、子供たちに教育がなされるといいと思っています。
- ・ 私の子が小・中学生時代に、学校から山ほどプリントをもらっていました。私の子は全然整理ができなくて、部屋がプリントの絨毯のように散らばっている状況でした。やはり、本の形になった教科書というのは学ぶための一番大事なものであり、もっと大事なものは、小学校や中学校、学校での学習が子供たちの力になる、将来のための糧になるものであって欲しいなということを常日頃思っています。
- ・ いずれにしても、少子化の中、子供たちは将来を担う、本当に本当に大事な宝だと思っています。その子供たちが、やはり一人残らず、将来、社会の中で、自分の居場所をもち、自分の役割をもって、生きていくことができること。それが、私たち教育に携わる者の役目であり、私たちにとって大きな喜びであると思います。この点については皆さんと、ぜひ気持ちを共有したいと思っています。そ

んな気持ちで、皆様方とこの仕事を一緒にさせていただければと思います。

- ・ 以上で私の挨拶とさせていただきます。繰り返しになりますが、皆様方からは忌憚のない御意見をいただき、より審議がなされることを期待いたします。

- 委員は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
 - ・ 義務教育諸学校の校長及び教員
 - ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会の職員等
 - ・ 学識経験者

4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等についての説明

- 選定審議会の任務等の説明
 - ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 令和7年8月31日まで）
 - ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
 - ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
 - ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。
- 採択事務・日程等の説明
 - ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
 - ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに行う。
- 議事内容の説明
 - ・ 審議事項
 - （1）県教育委員会諮問事項：令和8年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
 - （2）令和8年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」（案）について
 - ・ その他の事項
 - （1）教科書採択における公正確保の徹底について
 - （2）令和7年度教科書センターについて
 - （3）令和7年度使用教科書について

5 令和7年度選定審議会の会長、副会長の決定

- 会長、副会長の選出
 - ・ 会長に、今村 光章 委員。副会長に、岩佐 優 委員。
- ※ 出席した18名全員が同意。

6 議事

(1) 審議事項

① 県教育委員会諮問事項

令和8年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について

【事務局から説明】

- ・ 令和8年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について、説明させていただきます。
- ・ 項目1に、基本方針を6点示しました。
- ・ 1点目が、関係法令の規定に基づいて実施すること。
- ・ 2点目が、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう、特に留意するなど、公正を確保し、採択が適正に行われるようにすること。
- ・ 3点目が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。
- ・ この点につきましては、具体的に、学習指導要領を踏まえることや、採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること、障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること、を示しています。
- ・ 4点目が、教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
- ・ 5点目が、採択協議会等において十分な審議を行うこと。
- ・ 6点目が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという観点から、教科書採択に関する情報を積極的に公表すること、という内容になっております。
- ・ 以下、項目の2、3につきましては、採択に当たっての留意事項や共同採択地区に係る留意事項を述べています。
- ・ 2の（1）を御覧ください。小・中学校について、令和7年度の採択に当たっては、令和6年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。無償措置法の施行規則第6条に、この原則の例外規定が5項目（例えば、新しく文科省の検定に合格した教科書が加わった、または、採択した教科書が発行されなくなった、あるいは、発行者や採択に関わった者による不公正な行為が認められた、など）が示されていますが、現在のところ岐阜県の各採択地区においては、いずれの項目にも該当しませんので、この原則どおり、昨年度と同一の教科書を採択することになります。
- ・ 2の（2）を御覧ください。特別支援学校の小・中学部用教科書については、令和6年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。
- ・ 2の（3）を御覧ください。特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項により、教科書目録に記載されている教科書以外の教科書を採択できますが、その調査研究に当たっては、県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を十分に活用し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること、としています。
- ・ 項目3については、例年通りですが、共同採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項について示しております。
- ・ 時間の都合もありますので、説明については、省略させていただきます。
- ・ 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：御意見、御質問等はありませんか。すぐには難しいと思います。数分時間をとります。御意見でなくても感想でも承りますので、よろしくお願いします。

委 員：採択基準のタイトルが「令和8年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）」というように書いてあります。このことについてです。現在、県内には義務教育学校が10校ほどあると思うのですが、「特別支援学校の小・中学部を含む」という文言は書いてあるのに「義務教育学校」は表記しなくてもよいのでしょうか。小・中学校と言えば義務教育学校も含んでいるのか教えてください。

事務局：今回の基準については、教科書が小学校用の教科用図書、中学校用の教科用図書をどう採択するかということで、2つの教科用図書の採択の基準を示しています。この基準に則って義務教育学校においても前期課程、後期課程それぞれが小学校用、中学校用それぞれの教科用図書を採択することとなっています。その教科用図書をどう採択するかという点で書かせていただいているところです。

委員：「特別支援学校」という文言は敢えて明記している中で、「義務教育学校」は明記されていないことの整合性について疑問に思ったのでお聞きしました。ここに「特別支援学校」と明記しているのに、「義務教育学校」と出てきていないのはなぜかというところが、質問の趣旨です。

事務局：今の委員の意見を受けまして、改めてそのような表記が必要かどうかについて検討させていただきます。また、表記を変更するのであれば会長様にその旨を報告し、認めていただいた上で対応していきたいと思います。

委員：基本方針1（3）についてです。異論ではなく、今後に向けての感想になります。令和8年度は令和7年と同一の教科書を使うということについては問題ありません。しかしながら、1点目の「学習指導要領（平成29年3月告示）を踏まえ、」について、変えてほしいというわけではないが、「学習指導要領に明記されている3つの資質・能力の実現につながるものであること」とあるが、中教審の諮問では、次期学習指導要領に基づいて編集される教科書では、より弾力的に学校の自由性を目指しながら編集されていく時代になっていくだろうと思っています。学習指導要領に基づいて採択が行われていて、市町村もそのように採択していますが、目先のことで教科書の存在を考えるよりは、学校教育法に書いてある教育の目的を睨みながら教科書を使っていくほうがよいと思っています。なぜかという、岐阜県内ではどの自治体も学校が使う何らかのカリキュラム、年間指導計画を持っていて、本市でも年間指導計画を作成していて、本年度は中学校についても全教科・全時間について教科書に準拠して作成し、初任者でも使えるようにしています。でも、そのことが主たる教材としながらも、先生方の授業の創造性を圧迫していないかと危惧しています。1点目のことは、教科書によってガチガチではなく、教科書を使って子供たちにどのような力を付けるのかというレベルのことも見据えた今後の教科書の活用について考えていくとよいと思います。2点目の「児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること」については、まさにこの通りですから、異論はありません。3点目の「障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること。」については、「障がいその他の特性の有無にかかわらず、『すべての』児童生徒にとって」とすべきではないでしょうか。また、学校教育法34条に教科書が「主たる教材として使用しなければならない」と書かれています。「使用しなければならない」ということは、「読みやすい」ではなく、「使いやすい」という表現が適切ではないかと思います。教科書は読み物ではないので、子供たちにとっては「読みやすい」教科書ではなくて、「使いやすい」「活用しやすい」教科書が必要ではないのかと思います。いずれにしても、今回改訂ということではなく、次期の大幅改訂の際に工夫していただけたらと思います。

事務局：次期の採択替えに当たっては、このような採択基準の観点の見直しもしていくことになりますので、今いただいた御意見を参考にしながら検討させていただきます。

会長：御感想ということで、今回修正ということではなく、次の大幅改訂の際に検討するという事でお願いしたいと思います。

会長：意見が尽きたようですので、これをもって審議を終わります。諮問事項である採択基準について、異論のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

では、この採択基準を県教育委員会に答申いたします。

（休憩）

② 審議事項

令和８年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第９条に規定する教科用図書「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」（案）について

【事務局から説明】

- ・ これより、学校教育法 附則第９条に規定する教科用図書の調査研究結果を報告いたします。
- ・ 特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校、義務教育学校の特別支援学級で採択できる教科用図書は、１．検定済教科書、２．検定済教科書の下学年適用、３．文部科学省の著作教科書、４．絵本などの一般図書です。
- ・ 検定済教科書は、小中学校で使用されている各教科の教科書です。小中学校に「準ずる教育」、つまり「該当学年と同じ」教育を受けている児童生徒のために採択します。また、該当学年の教科書が適当でない場合は、下学年の教科書を使用します。
- ・ 次に、文部科学省の著作教科書です。知的障がいのある児童生徒を対象とした、いわゆる「星本」などがこれにあたります。このような星本は、検定済教科書を使用することが難しい児童生徒を対象として採択をします。こちらの星本は、中学部段階の職業・家庭になります。食事に関することの理解を深めるため、イラストを使って視覚的に分かりやすく示されていて、実生活と結び付けて考える力を育てる内容となっています。
- ・ そして、こちらが一般図書です。いわゆる附則第９条本とは、このような本を言います。一般図書については、文部科学省が作成した「令和７年度用一般図書契約予定一覧」（令和７年２月２８日事務連絡：文部科学省初等中等教育局教科書課）に掲載されている図書のうち、採択権者が採択しているものが無償給与の対象となります。そのため、「令和７年度使用一般図書契約予定一覧」の中から、県内の特別支援学校から追加希望があった図書等、６冊を加えた３５４冊が「令和８年度使用一般図書一覧（県）」となります。
- ・ 追加する６冊の図書の内容については、児童生徒にとって教科等の指導内容を備えた、教育上適切なものであるかどうかを調査研究する必要があります。県では、毎年、調査研究を行い、一般図書選定資料を作成しています。今回、新規に追加希望があった６冊を県が調査研究し、教科書として適切として加えたものが、お手元にあります本編資料１９ページからになります「一般図書選定資料（案）」です。
- ・ 資料２２ページの＜資料２＞「令和８年度使用一般図書一覧（県）」には、これまでに調査研究を行ったものを含めた３５４冊が教科ごとに掲載されており、全て調査研究が完了しております。
- ・ 今回、新たに調査研究を行った図書につきましては、資料３８ページ、算数・数学の上から２つ目にありますように、左端の○囲み番号の図書となります。他の５冊の図書につきましては、３８ページ（算数・数学）③、４０ページ（算数・数学）②③、４２ページ（算数・数学）③③、４８ページ（音楽）①、５１ページ（図画工作・美術）①になります。
- ・ 調査研究を行った６冊について取り出してまとめた資料が、１８ページの調査研究資料になります。表の一番上の列を御覧いただくと、横列の中央に「段階」とあり、数字はそれぞれの図書が１～５段階のどこに当てはまるかを示しています。「段階」には、特別支援学校学習指導要領の各教科において、小学部の１～３の３段階と中学部の１～２の２段階を加えた、５段階があります。段階については、資料２１ページの参考資料を御覧ください。
- ・ それでは、新たに選定した６冊の一般図書のうち、２冊の一般図書を例として取り出し、調査研究の結果を報告いたします。調査につきましては、９ページの調査研究資料（附則第９条本）に示しました「調査内容」から調査研究を行いました。
- ・ 資料１３ページを御覧ください。スクリーンに映しておりますのは、『すくすく脳育て！かたちをはめこむ まるさんかくしかく』です。
- ・ 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領において、小学部「算数科」の目標は、スクリーン示したとおりとなっています。そして、段階ごとに示されております、第１段階の目標の一つに、

C 図形

ア 身の回りのものの上下や前後、形の違いに気付き、違いに応じて関わることについての技能を身に付けるようにする。

イ 身の回りのものの形に注目し、同じ形を捉えたり、形の違いを捉えたりする力を養う。

ウ 図形に気付き、算数の学習に関心をもって取り組もうとする態度を養う。

があります。

- ・ 内容としては、スクリーンに示してありますように、知識及び技能については㉗から㉙までの6点、思考力、判断力、表現力等として㉗から㉙までの3点が示されています。このことに迫るためには、児童にとって分かりやすく体験的な図書が必要になってきます。
- ・ 本書について、調査項目1の(1)「自ら進んで学習する内容」、(3)「興味・関心をもち、見通しをもって取り組める内容」について述べます。
- ・ この図書は、まる、さんかく、しかくと3種類のピースを、各ページではめこむことができます。例えば、2ページには、コップとりんご、チーズが青と赤、黄色の縁取りで描かれております。図形のピースと描かれているイラストの縁が同じ色となっているため、見通しをもって学習に取り組むことができます。また、左のページに簡単なストーリー、右のページに型はめで統一感のある構成となっているため、使い方が分かりやすく進んで取り組める内容となっています。
- ・ そして、調査項目2の(1)「親しみやすく楽しく活用できる内容」については、朝ごはんから始まり、パーティーへ行くという簡単なストーリーの中で、ページごとに実物を上や横から見て描かれた型があり、最後まで楽しく読み進めながら学習に取り組むことができます。
- ・ また、調査項目2の(2)(3)「児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた内容」については、まる、さんかく、しかくの形に対応した穴が開いているので、縁をなぞることで触角を使った学習ができます。また、「どこどこ？まるさんかくしかく」と、問いかけの言葉が統一されているので、見通しをもつことができます。
- ・ 本書を通して、算数科の「身の回りのものの上下や前後、形の違いに気付き、違いに応じて関わることについての技能を身に付ける」「身の回りのものの形に注目し、同じ形を捉えたり、形の違いを捉えたりする力を養う」といった目標に迫ることができます。
- ・ このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「算数科」の小学部1段階の目標の達成に合う図書といたしました。
- ・ 続きまして、スクリーンに映しておりますのは、「図画工作」において使用できる、『いろいろばあ』です。
- ・ 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領において、「図画工作科」の目標は、スクリーンに示したとおりとなっています。そして、段階ごとに目標が示されており、第1段階の目標はスクリーン上段に示したとおり、
 - ア 形や色などに気付き、材料や用具を使おうとするようにする。
 - イ 表したいことを思い付いたり、作品を見たりできるようにする。
 - ウ 進んで表したり見たりする活動に取り組み、つくりだすことの楽しさに気付くとともに、形や色などに関わることにより楽しい生活を創造しようとする態度を養う。となっています。
- ・ また、内容として、スクリーン下段に示したとおり、
 - ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 自分が感じたことや行ったことを通して、形や色などについて気付くこと。
 - (イ) 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。と、なります。
- ・ このことに迫るために、児童にとって具体的で分かりやすい図書が必要になってきます。
- ・ 本書について、調査項目1の(1)「自ら進んで学習する内容」、(3)「興味・関心をもち、見通しをもって取り組める内容」について述べます。
- ・ この図書は、本に出てくる絵の具の色が、身近で視覚的に捉えやすい赤、青、黄色の三色が題材となっていて、単色だけでなく、色と色が合わさる変化も表現されております。
- ・ また、描かれた絵を見ながら、実際に混色してみるなど、興味・関心をもって取り組める内容でもあります。
- ・ 調査項目2の(1)「親しみやすく楽しく活用できる内容」については、イラストがかわいらしいおばけで描かれているため、親しみやすく、チューブから絵の具が飛び出す場面では、実際に絵の具を出

す場面を連想できる構成となっています。また、色を表す文字は、その色で示してあり、文字と色が一致しやすくなっています。

- ・ また、調査項目2の(2)(3)「児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた内容」については、見開きで大きく描かれているため、見やすく興味を引きやすい内容となっています。また、絵の具が様々な形に変化するのに合わせて、児童が好みそうな擬音がたくさんあり、視覚だけでなく、聴覚でも楽しむことができる内容となっています。
- ・ 本書を通して、図画工作科の「形や色などに気付き、材料や用具を使おうとするようにする。」「表したいことを思い付いたり、作品を見たりできるようにする。」といった目標に迫ることができます。
- ・ このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「図画工作科」の目標の達成に適う図書といえました。
- ・ 他の4冊についても、右手後方に展示させていただきましたので、お時間がございましたら、お手に取って御覧ください。
- ・ 以上、学校教育法附則第9条本に規定する教科用図書の調査研究結果につきまして説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会 長：ありがとうございました。大変分かりやすく丁寧な説明で、私もとても勉強になりました。ただいまのご提案に対しまして、御意見や御質問等はございませんでしょうか。せっかくの機会ですので、どうぞ。細部にわたりますのでしばらく待っても結構です。

委 員：説明ありがとうございました。障がいをもったお子さんとか知的障がいのお子さんが、このような絵本みたいな本を授業の中で活用するというところで、いろいろ先ほども説明もありました。たくさんものがありますけれども、今日見させていただいた部分も、色合いですとかイラストですとか、字の大きさですとか、先ほどの仕掛けですとか、子供たちが興味・関心をもって活用することができるようなものですので、教科用図書として適切だと思います。1点質問なんですが、先ほどの審議の中の本編資料5ページの「1 基本方針」の「(4) 各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。」になっております。例えば算数について、先ほどの一覧表の中に、たくさん絵本が挙げられていますが、違いがあれば、教えていただきたいと思います。

事務局：基本方針に示されている、各教科書の違いが明瞭に分かるように、調査研究を進めていく中で、学習指導要領のどの教科に位置付いているかということは、すべて目を通した上で、作成しています。例えば、先ほど説明させていただきました図画工作の「いろいろばあ」につきましては、お手元の本編資料の17ページにもありますように、関連教科として、国語の第1段階の目標もねらうことができると書いております。各教科書の違いについて、どの教科のどの部分に該当するかというところは、一般図書の中で明瞭に違いをはっきりさせられるものもありますし、他の教科に関連付けて学習するようにはなっているものもあります。調査研究資料では、どの教科のどの部分に位置付けているかというのは、できるだけ分かるようにお示ししているところでございます。

会 長：ありがとうございます。その件についてはよろしいですか。

他に何か御意見等ございましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

委 員：こういった本を見ることがないので、非常に勉強になりました。ありがとうございます。一般図書をどのように探していращやるのか、基本的なところで申し訳ないですが、教えてください。

事務局：文部科学省が令和7年度用一般図書契約一覧で示しておりますので、そこに掲載されているものの中から、各学校に希望を取りまして、希望があったものの中から、県で調査研究させていただきまして、翌年度の一般図書としてふさわしいものを載せているという形になります。

会 長：よろしいですか。

委 員：実際に学校で選ばれる際には、やはりその学校のお子さんの様子を見て、これがいいのではないかということで決めているのでしょうか。

事務局：子供の実態も大変多岐にわたりますし、障がいの程度も多様です。普段、子供に接している先生方の中から、例えば、各学校の図書室にあるような図書を子供に読み聞かせをしながら、これを

教科用図書として扱えるのではないかなという先生方からの要望を吸い上げながら、一般図書として選定していくという流れで、調査研究会を重ねております。

委員：本当にお子さん一人一人の状況は、全く違うので、その中で合うものを探すことは大変なことではないかと思いますが、皆さんが努力いただけているということが分かりました。ありがとうございました。

会長：それでは、御意見の方も尽きたようですので、これをもって審議を終了させていただきたいと思います。本選定資料案につきまして、異論のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、提案通り本案を一般図書選定資料といたしたいと思います。ここまでで審議事項の2件の方が、終わりました。

(2) その他の事項

(1) 教科書採択における公正確保の徹底について

【事務局から説明】

- ・ 1 教科書採択における県教育委員会の基本的立場として、市町村教育委員会において、公正が確保されること等、適正に採択が実施されるよう指導・助言・援助に努めてまいります。
- ・ 2 これまでの岐阜県の課題や対応について、4点説明します。
- ・ 一点目は、県教育委員会が、市町村教育委員会に対して、恣意的な働きかけをしているのではないかなという疑念をもたれないようにいたします。そのための、客観的事実に基づく調査研究資料を作成して配布し、公正・公平な調査が行われるよう、各採択地区協議会に助言いたします。
- ・ 二点目は、前例主義、横並び主義になっているのではないかなという指摘についてです。つまり、県内の7つの採択地区において、多くの種目で同一の発行者の教科書が採択されている状況について疑念をもたれることがないよう、各採択地区協議会及び調査研究委員会における活発な議論の促進や、法定展示会における意見書の集約と活用について、さらに、指導・助言・援助をしてまいります。
- ・ 三点目は静ひつな採択環境を確保し、開かれた採択を推進します。市町村教育委員会における議事録等の公表について、平成30年以降、採択替えの年度には全市町村でホームページで公開されていますので、今後も継続して公開していただけますよう、引き続き助言してまいります。
- ・ 四点目は、公正性・透明性が確保されるよう万全を期します。
- ・ この公正性・透明性確保の観点から、議事録等の公表について、もう少し説明させていただきます。先ほどお認めいただいた採択基準にも、「採択権者が積極的な公表に努める」旨を改めて示しています。採択に係る教育委員会の議事録については、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに作成・公表の努力義務が課せられています。県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、この表にあるような対象文書について、積極的に公表していただけるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行ってまいりたいと考えているところです。
- ・ 以上で、説明を終わります。御意見をよろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。公正確保の徹底、情報公開につきまして、説明をいただきました。ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。

(意見なし)

では、こういったような形で、公正性確保を徹底し、また、情報公開をしていただけたということで、御理解がいただけたと考えております。

それでは続きまして、最後に、(2) 令和7年度教科書センター及び(3) 令和7年度使用教科書について説明をお願いいたします。

(2) 令和7年度教科書センターについて 及び (3) 令和7年度使用教科書について
--

【事務局から説明】

- ・ 教科書センターについて説明いたします。県内の教科書センター及び分館は、県全体としては、43か所となります。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある、という状況です。
- ・ それぞれの教科書センター及び分館におきましては、法定展示の期間を設け、県民の皆様に公開するよう努めております。
- ・ 法定展示の期間については、6月14日（土）からの14日間を予定しておりますが、この期間以外でも県民の皆様に公開するよう努めております。
- ・ また、市町村教育委員会、教育事務所等の協力・連携のもと、岐阜県図書館など土日・祝祭日にも閲覧していただける会場もございます。
- ・ 最後に、今年度、令和7年度に使用されている教科書の一覧です。皆様の右側に、実物が並べてあります。無償措置法の第14条（同一教科用図書を採択する期間）の第1項に従い、小・中学校については、令和7年度も、この一覧表にある教科用図書を採択していく運びとなっております。
- ・ 以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございました。こちらにつきましても、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。

（意見なし）

御意見がないようですので、この点につきましても、説明を御理解したということで、よろしくお願いします。以上で議事を終わらせていただきたいと思います。

進行を事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

7 閉会

【事務局から挨拶】

- ・ 本日は御審議を賜り、ありがとうございました。
- ・ 皆様からいただいた御意見を参考にさせていただきまして、各採択地区における教科書採択について、県教育委員会としての適切な指導、助言及び援助を行ってまいりたいと思います。
- ・ また、本日御審議いただきました、「令和8年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」及び「一般図書選定資料」については、今週中を目途に、県内の各市町村教育委員会等に送付させていただきます。
- ・ 本日は、誠にありがとうございました。